

12月14日(日)が投票日です!

第47回衆議院議員総選挙は、12月2日(火)に公示され、12月14日(日)に投票が行われます。

今回の選挙では、次の3つの選挙が行われます。

- ① 小選挙区選出議員選挙(徳島第1区)
候補者の氏名を記載して投票
- ② 比例代表選出議員選挙
政党の名称を記載して投票
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
罷免すべきだと思ふ裁判官の氏名の上に×印を書き入れ投票

投票時間 午前7時～午後8時

(期日前投票時間は午前8時30分～午後8時)

投票所入場券について

投票所入場券は、12月3日から郵送します。(12月6日までに届いていない場合は市選挙管理委員会までご連絡ください。)
投票日まで大切に保管し、投票当日に投票所へご持参ください。
投票所入場券を紛失した人は、投票日に投票所受付へ申し出てくださいます。選挙人名簿に登録されていれば、本人確認により投票することができます。

期日前投票は市役所4階で受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- ◎職務や業務に従事する場合
- ◎何らかの用事があつて投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ◎病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合

衆議院議員小選挙区の区割りを変更されています

これまで小松島市の選挙区は「徳島第3区」でしたが、一票の格差を緊急に是正するため平成25年6月の区割り改定法により、今回の選挙より「徳島第1区」に変更されました。

この改正により、徳島県では従来3区に区割りされていましたが、1減の2区に区割りされたほか、他の4県でも定数が1つずつ減少し衆議院議員小選挙区の総数は300から295に減少しています。また併せて17都県42選挙区の改定が実施されています。

「徳島第1区」
徳島市、小松島市、阿南市、佐那河内村、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
「徳島第2区」
鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

期日前投票ができる期間、場所

- ▼期間：12月3日(水)から12月13日(土)まで
ただし最高裁判所裁判官国民審査については
12月7日(日)から12月13日(土)までの期間です。
 - ▼時間：午前8時30分から午後8時まで
 - ▼場所：小松島市役所4階会議室
- ※投票所入場券をご持参ください。

郵便等による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、自宅で投票し郵便等により投票用紙を送ることができます。